

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり相模川漁業協同組合連合会の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

相模川漁業協同組合連合会

神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3

2 漁業権の免許番号

内共第1号、2号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年4月1日

内共第 1 号、第 2 号 遊漁規則新旧対照表

別紙

新	旧
第 1 条～ 3 条（略） （遊漁期間） 第 4 条 次表ア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。 （内共第 1 号）次表省略 基点 G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点 H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 基点 K 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点 L： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 （以下略） （別記） 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん提天端下流端から同区鳥屋地先<u>旧</u>東京電力株式会社発電取水えん提天端上流端の上流 100 メートルの地点までの早戸川の区域 （以下略） 第 5 条、6 条（略）	第 1 条～ 3 条（略） （遊漁期間） 第 4 条 次表ア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。 （内共第 1 号）次表省略 基点 G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点 H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢 1,696 番 2 地先の東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 基点 K 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点 L： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 160 地先の東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 （以下略） （別記） 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん提天端下流端から同区鳥屋地先東京電力株式会社発電取水えん提天端上流端の上流 100 メートルの地点までの早戸川の区域。 （以下略） 第 5 条、6 条（略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第16条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわなにじます	竿釣	1年	<u>7,000円</u>
		1日 一般売り	<u>2,000円</u>
		1日 現場売り	<u>3,500円</u>
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび、	竿釣	1年	<u>13,000円</u>
		1日 一般売り	<u>2,000円</u>
		1日 現場売り	<u>3,500円</u>
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	投網	1年	30,000円
		1日 一般売り	5,000円
		1日 現場売り	8,000円
うぐい、おいかわふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣、もじり	1日 一般売り	800円
		1日 現場売り	1,400円

2 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第16条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわなにじます	竿釣	1年	<u>5,000円</u>
		1日 一般売り	<u>1,500円</u>
		1日 現場売り	2,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび、	竿釣	1年	<u>12,000円</u>
		1日 一般売り	<u>1,500円</u>
		1日 現場売り	<u>2,500円</u>
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	投網	1年	30,000円
		1日 一般売り	5,000円
		1日 現場売り	8,000円
うぐい、おいかわふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣、もじり	1日 一般売り	800円
		1日 現場売り	1,400円

2 (略)

第8条～11条（略）

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和7年 月 日から施行する。

第8条～11条（略）

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。